



松屋取引先持株会 理事長 黒川光博が松屋<8237>株式の大量保有報告書を提出



松屋<8237>について、松屋取引先持株会 理事長
黒川光博が12月7日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「株式会社松屋と取引関係にある企業及び個人が株式会社松屋株式の取得により、相互間の親睦関係の増進に寄与する」によるもの。

報告書によると、松屋取引先持株会 理事長
黒川光博の松屋株式保有比率は、5.39%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年12月4日。